

阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家・空き地所有者等（以下「所有者等」という。）に対して、市から草刈協力事業者等の情報を提供することにより、所有者等による空き家・空き地の適正な管理を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空き地 阪南市空き地の適正管理に関する条例（昭和63年阪南町条例第2号）第2条第1号に規定する空き地をいう。

(協力事業者の要件等)

第3条 市長が草刈協力事業者等として登録を行い、草刈作業を実施することができる者（以下「協力事業者等」という。）は、阪南市内に主たる事業所を有する個人、団体又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は登録することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 第8条第2号及び第3号の規定により登録の取消しを受けた者で、当該取消しを受けてから1年を経過していないもの

(3) 阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に規定する入札参加停止の措置を受けている者

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある者

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225条）の規定により再生手続き開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により再生手続き開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続き開始の申立てがなされている者

(7) 市税に未納がある者

(8) その他市長が定める事項を満たさない者

2 協力事業者等は、阪南市ふるさとまちづくり応援寄附返礼品提供事業者募集要項に基づく提供事業者として申請することで、この要綱の規定による草刈を返礼品として取り扱うことができるものとする。

(登録の申請等)

第4条 協力事業者等として登録を受けようとする者は、阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては法人登記事項証明書、個人にあっては住民票
 - (2) 市税に未納がないことを証明する書類
 - (3) 定款、規約、会則その他これらに類するもの(申請者が法人その他の団体に限る。)
 - (4) 前条第1項に規定する登録事業者の要件等の誓約書(様式第2号)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、阪南市入札参加資格を有する者、公益社団法人阪南市シルバー人材センター及び自治会は、前項第1号から第4号までの書類の提出を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、当該申請書の内容について審査し適当と認めたときは、阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等登録承認通知書(様式第3号)を当該申請者に通知するとともに、阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等名簿(様式第4号)に登録するものとする。
- 4 市長は、前項の協力事業者等の名簿を市のウェブサイトに掲載するとともに、所有者等に対して情報提供するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は2年とし、当該期間の起算日は前条第3項の規定による登録が行われた年度の4月1日とする。

(登録事項の変更)

第6条 協力事業者等は、登録事項に変更があったときは、速やかに阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第7条 協力事業者等は、その登録を辞退しようとするときは、速やかに阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等登録辞退届(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、協力事業者等の名簿から当該協力事業者等を削除するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、協力事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる者となったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段による登録が判明したとき。
- (3) 第10条に規定する責務及び遵守事項に反したとき。

(費用負担)

第9条 協力事業者等が行う草刈に要する費用は、当該業務の依頼者が負担す

るものとする。

(協力事業者等の責務)

第10条 協力事業者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 草刈作業の実施に関し、誠実かつ良心的に行うこと。
- (2) 草刈作業により生じた草等は適正に処分すること。(野焼き行為はおこなわないこと。)
- (3) 草刈作業の全部を第三者(法人にあってはその構成員を除く。)に請け負わせないこと。
- (4) 草刈作業の受注により知り得た個人情報、調査資料等を第三者に漏らさないこと。
- (5) 草刈作業前にその内容及び金額を依頼者に十分説明の上、草刈作業について依頼者から発注を受けること。
- (6) 草刈作業を受注したときは、市が送付した指導書等の整理番号及び作業予定日を市に報告すること。
- (7) 草刈作業後は、依頼者に写真等をもって実施状況を報告すること。
- (8) 草刈作業に係る費用の受領は、作業実施後に行うこと。
- (9) 草刈作業実施後、速やかに阪南市に実施の報告を行うこと。
- (10) 作業受注に伴う事故、苦情、トラブル等は、誠意をもって依頼者との間で解決を図ること。
- (11) この要綱その他関係法規を遵守すること。

(損害賠償)

第11条 協力事業者等が行った工事において生じた損害又は第三者に与えた損害について、市は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 市は、この要綱の規定により登録された協力事業者等に草刈作業の発注を保証するものではない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等登録制度の運用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施工期日)

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2. 第4条の規定による登録の申請等については、この要綱の施工の目前においても行うことができる。